

# 傷病手当金を初めて請求される方へ

傷病手当金を初めて請求される方は、以下の基本事項をご一読のうえお手続きください。

## 1. 傷病手当金とは

被保険者が業務外の病気やケガの治療のため仕事に就けず賃金が支払われないとき、生活保障給付として請求することができる給付金です。以下①～④全ての受給要件を満たす場合が対象です。

- ①病気やケガで療養中である(業務上・通勤途上を除く)
- ②療養のため、仕事に就けない
- ③連続して3日以上休んでいる(休業4日目から支給)
- ④給与が支給されない

## 2. 支給期間について

同一または関連の傷病で初めて給付を受けた日から規定に基づいた日数分を支給します。

〔支給開始日が令和2年7月1日以前の場合〕支給開始日から起算して1年6か月を経過する時点まで

〔支給開始日が令和2年7月2日以降の場合〕支給開始日から1年6か月の日数分まで

なお、中途入社の方で他の社会保険で同一または関連の傷病で給付を受けていたときは、その支給期間が引き継がれます。

詳細はホームページをご確認ください。

## 3. 支給額と支給調整について

支給額は休業1日につき「支給開始月を含む直近12ヵ月間の各月の標準報酬月額を平均した額の30分の1」相当額の3分の2です。

休業中に有給休暇を取得し会社から賃金の支払があるときは、報酬額が傷病手当金の額を下回るときにその差額が支給されます。

障害厚生年金、老齢退職年金等、他制度において生活保障給付を受けている場合も同様です。

## 4. 内容審査および支給日と支給方法について

・TJKに請求書が到着したのち、支給可否について健康保険法に基づき内容審査(※)を実施します。

・審査結果により傷病手当金が支給されるときは支給額等が印字されたお知らせ(保険給付金支給決定通知書)を送付します。

給付金の振込先をお勤めの会社への委任払としたときは会社へ振込み、会社へお知らせを送付します。

退職者等で振込先を個人口座としたときは被保険者のご自宅宛でお知らせを送付します。|

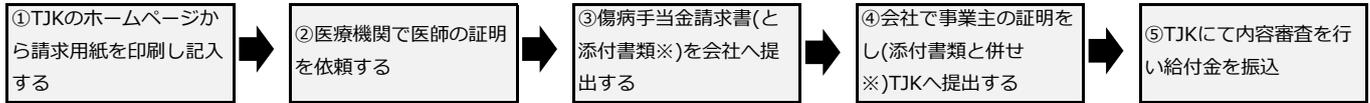
・支給日は毎月10日・20日・末日のいずれかとなります。

・一部または全部が不支給となるときはその旨のお知らせ(傷病手当金の一部不支給について/傷病手当金の全部不支給について)を被保険者のご自宅宛で送付します。

※内容審査…疾病・負傷の症状、医療機関への受診(投薬)状況等や、過去の傷病手当金の受給状況等により、必要に応じて被保険者・医師等へ照会させていただき、支給可否について適正に判断を行います。**場合により審査に時間がかかることがあります。**  
医師の意見を参考に当組合が認めた場合に支給されますので、請求書を提出されても支給妥当でないと判断した場合は支給されません。

## 5. 請求書の提出について

〔在職中の方・退職後に在職期間分の請求をする方〕



※添付書類は該当する方

〔資格喪失後の継続給付(健康保険法第104条)に該当する方〕



※添付書類は該当する方

※医師の証明は請求期間経過後にご依頼ください。傷病手当金請求書(2枚目)下部に直接証明を依頼します。

別紙で診断書を添付する必要はありません。

※請求期間の途中で転院した場合は請求書を分けて作成し、それぞれの病院で通院した期間について医師に証明を依頼してください。

※請求期間の給与支払日経過後にご提出ください。

## 6. 正しい療養について(重要)

傷病手当金の支給は、疾病に対する療養の給付(医療機関での治療・投薬等)を行い、療養に専念した上で病気やケガを治し、労働力を早期に回復することが主な目的であるため、療養の給付をなすことが必要となります。

「正しい療養とは」

1. 医師から通院の指示が出されている場合は、指示に従い受診する
2. 医師が薬による治療が必要とし処方箋を交付した場合は、指示に従い調剤薬局で薬を受け取り服薬する等

注：健康保険法第99条で傷病手当金の支給額および支給期間について規定されていますが、その要旨としては疾病または負傷に対する療養の給付あるいは療養費の支給等の保険給付により労働力の早期回復を計ることをその主目的のひとつとしていることから、正当な理由もなく自己判断で受診を中断したり、処方箋が交付されているにもかかわらず服薬しない等、正しい療養をされていない場合は傷病手当金が支給されないことがあります。